

一橋徳川家邸臣団の形成過程

田中文敏

はじめに

江戸幕府將軍庶子の附屬者についての代表的な研究に深井雅海氏の成果がある。深井氏は三代將軍徳川家光庶子の綱重(三男)・綱吉(四男)の家臣団形成過程について分析され、幕臣やその子弟・浪人等から傳役(抱傳)・小姓の側役を始めとして、番方・役方の順(側役↓番方・役方)で形成されるとした。ただ両者家臣団形成過程の事例検証に当たっては具体的に把握できる史料が残存しておらず、『徳川実紀』の記事から抽出するという方法でおこなわれたため、両者の成長過程との関連や形成過程で十分な検討はなされていない¹⁾。

そこで本稿では、將軍庶子の附屬者の役職や形成過程を、庶子の成長過程に即して分析を試み、庶子という將軍継承順位の低位であ

る男子の周囲にどのような者たちが附屬していたのかを解明したい。なお本稿では、八代將軍徳川吉宗庶子の一橋宗尹を検討事例として取り上げる。

一橋宗尹は享保六年(一七二二)閏七月一日暁子刻(午前〇時)、江戸城大奥において誕生した。宗尹一二歳の享保一七年(一七三二)まで江戸城大奥で生活し、同年広敷内に建築された「御座所」に、更には二一歳の寛保元年(一七四二)に江戸城一橋門内に与えられた一橋屋敷で生活を送った。その財政的基盤は一般的な近世大名とは相違し、徳川將軍家より与えられた賄料一〇万石(それ以前は「賄料金」・「御合力米」)を基盤として、家が運営されていた²⁾。

一橋徳川家を含む徳川御三卿家については、まず戦前に徳川御三卿家の成立背景に関する研究が進められた。ここでは、①徳川將軍家の基礎・根本を強固とするため、②徳川將軍家と徳川御三家の疎遠により、吉宗が自らの血統で將軍を継承しようとしたため、とする

¹⁾若越郷土研究(福井県郷土誌懇談会)

説等が挙げられている^③。

戦後になると、北原章男氏が戦前の研究を受け、徳川御三卿家の成立・性格や当主・嫡庶子の他家相続等に関する研究をされた^④。徳川御三卿家創設の目的としては、將軍庶子の適当な養子先が決定する迄の一次的な仮住まいの場所とし、「家」としての永続は想定されず、徳川御三家等の家門大名と比較しても、「臣列として独立分家した藩屏」ではないとした。徳川御三卿家は賄料・屋敷・家臣（上級役職）を徳川將軍家より与えられた將軍家の一家族とされ、徳川御三家など家門大名とは相違し、「家」としての独立性は極めて弱い存在である^⑤。

徳川御三卿家邸臣団は幕臣と抱入（独自採用）の者達で構成されており、特異な存在であった（このため本稿では「家臣団」ではなく、「邸臣団」と表記した）。近世大名家臣団の場合は、知行を媒介とした封建的主従関係を構築していたが、徳川御三卿家の場合は家老等の上級役人（いわゆる「八役」）は幕臣の一次的出向であり、徳川御三卿家が幕府の役所としての性格をもっていた^⑦。もちろん徳川御三卿家邸臣団は幕臣（「付人」・「付切」）だけではなく、独自採用（「抱入」）した者たちも存在し、その集合体は幕臣団でもなく、かつ一般的な近世大名家臣団でもない、新たな武士集団であった^⑧。

初代宗尹期の一橋徳川家邸臣団に関しては、近年永井博氏・武子裕美氏の研究があげられる^⑨。永井氏は宗尹嫡庶子の他家養子を事例として、宝暦末期に家を継続していくこうとする動きが見られた点、宗尹誕生後の邸臣団の整備過程や代替り時の邸臣団に関する問題

（幕臣は改めて「御付」の辞令が下される）を明らかにされた。

一方武子氏は、初代宗尹の邸臣団職制の成立過程・構造や二代治濟期の職制改正、及び邸臣団の階層（附人・附切・抱入）について検討された。また徳川御三卿家邸臣団が、当時増加し続ける幕臣の新たな受け皿として機能していた点、宗尹期に成立した邸臣団が、二代治濟期に徐々にシステム化されて言った点等を指摘された。

徳川御三卿家の中でも本稿で、特に一橋徳川家を検討対象とした理由は初代当主宗尹が、父吉宗の將軍就任後無事に誕生・出生した男児であり、徳川御三卿家当主で宗尹の兄である田安宗武（田安徳川家初代）とは相違した出生・成長過程を経たからである。

本稿では八代將軍徳川吉宗庶子の一橋宗尹を事例として、江戸時代中期の將軍庶子の附属者について考察したい。一七世紀の將軍庶子である綱吉等の場合、幕政・藩政の未確立で戦乱の危機が拭えない時期であり、家臣団形成にあたって軍事的側面が重視されていた。一方、宗尹の場合は江戸時代中期の戦乱が終息した時期である。

なお本会・本誌との関係でいえば、一橋徳川家は福井藩越前松平家とは養子関係にある。越前松平家は初代結城秀康から一〇代松平宗昌までは同家の血脈により系統が維持されたが、それ以降は一一代松平宗矩（陸奥白河新田藩初代藩主松平知清二男）を養子として迎えており、さらに一二代から一六代の五名の当主は一橋徳川家よりの血脈によって存続する（左の藩主・続柄を参照）。

⑫ 重昌・⑬ 重富：一橋宗尹長男・三男

⑭ 治好：一三代重富長男 ⑮ 斉承：一四代治好二男

⑩ 齊善：一一代將軍徳川家斉二四男

また越前松平家の一七代当主春嶽は田安斉匡（田安德川家三代当主）八男であり、同じ徳川御三卿家である一橋徳川家とともに、越前松平家の系統維持に大きな役割を担った。

以上本稿では、一八世紀の江戸幕府將軍庶子への附属者（役職・構成・形成過程）について検討するとともに、福井藩越前松平家と養子関係にあった一橋徳川家の成立過程・構造を解明し、以後の両家（越前松平家・一橋徳川家）の関係を考える上での基礎的研究としたい。

一 一橋徳川家の成立と邸臣団の人数・変遷

ここでは、邸臣団の役職形成過程を考察する前提として、まず宗尹の誕生から、一橋徳川家成立迄の、邸臣団の人数とその変遷についてみていきたい。なお本稿では、一橋徳川家の成立を、延享四年（二七四七）とした。その理由としては、以下邸臣団の形成過程について考察していくが、賄料拝領後に、財政・賄料を管理する勘定方役職が、同年迄に創設された事による。

宗尹期邸臣団の形成過程を考察するにあたっては、主史料として「〔御附人御附切御貫〕^⑩」を、補助史料として「御定高并御定人数」^⑪、「一ツ橋目見以上以下高席順」^⑫を使用する。また本稿では、先述した宗尹の成長過程・生活拠点に即し、便宜上、左記の時期区分を設定した。

1. 江戸城大奥在住期

① 一橋宗尹誕生～御座所移徙迄

〔享保六年（二七二二）閏七月一六日〕

享保一七年（二七三二）二月六日

② 御座所移徙～一橋屋敷移徙迄

〔享保一七年（二七三二）二月七日〕

寛保元年（二七四二）十一月二四日

2. 一橋屋敷在住期

③ 一橋屋敷移徙～領知（賄料）拝領迄

〔寛保元年（二七四二）十一月二五日〕

延享三年（二七四六）九月一四日

④ 賄料拝領～一橋徳川家（邸臣団）成立

〔延享三年（二七四六）九月一五日〕

延享四年（二七四七）

江戸城大奥で誕生した宗尹は、一二歳迄大奥で生活を送り、以後は御座所・一橋屋敷と二度にわたって、居所を移した。本稿では、これらを加味し、大きく二つ、細かく分けて四つの時期区分を設定した。

右の時期区分を基にして、邸臣団の人数を見ていくと、一橋宗尹の誕生から一橋徳川家の成立まで、総数四五二名が邸臣団として、附属していた事が把握できる。^⑬

その中でも、1. の時期は、①五二名（一一・五％）、②二四七名（五四・六％）の計二九九名（六六・二％）と七割弱が、この時期まで

表1 一橋徳川家邸臣団の形成過程

1. 江戸城大奥在在期				2. 一橋屋敷在在期			
① 52名		② 247名		③ 132名		④ 21名	
役職	人数	役職	人数	役職	人数	役職	人数
伽	1	近習番	39	近習番	30	徒	1
近習番	30	土圭之間坊主	28	小姓	3	台所人	2
近習	2	小姓	8	用詰	1	家老	3
医師	1	医師	2	医者	1	勘定奉行	4
土圭之間坊主(奥坊主)	10	駕籠之者仮役	5	小十人	33	勘定組頭	1
駕籠之物仮役	3	御守	4	土圭之間坊主(奥坊主)	2	郡奉行	3
小姓	5	用人	1	庭掃除之者	5	代官	4
		用詰	17	奥庭掃除之者	2	蔵奉行	1
		用達	2	膳所組頭	1	鷹方	1
		御用部屋(勝手部屋)下男	12	駕籠之者(仮役・定役)	3	新規召出	1
		御用部屋伊賀格	6	物頭・目付兼役	2		
		徒組頭	1	馬役	1		
		小十人	1	徒目付	3		
		添番肝煎	3	火之番	2		
		添番	20	小普請方	2		
		賄勘定人	2	賄方	3		
		玄閣附番伊賀格	12	六尺頭・新組頭	2		
		近習向部屋之六尺(奥六尺)	20	御用人部屋書役	2		
		湯殿釜屋小間遣	4	御用部屋(御勝手部屋)書役同心	2		
		湯殿釜屋六尺	8	表伊賀	5		
		膳所台所人	8	奥六尺	2		
		膳所組頭	2	表台所人	5		
		膳所小間遣組頭	1	賄六尺	1		
		膳所小間遣	7	賄六尺書役	1		
		膳所六尺	18	表庭掃除之者世話役	1		
		膳所水汲	1	黒楯之者	1		
		庭掃除之者	10	御使	4		
		奥庭掃除之者	2	俊姫添番	3		
		奥六尺組頭格	1	広敷添番	2		
		御附	2	広敷伊賀之者	2		
				広敷書役	1		
				鷹方同心	2		
				新規召出	1		
				用人上座	1		

出典：「(御附人御附切御貫)」1・2 [茨城県立歴史館『一橋徳川家文書』D1-1, 2]
 なお網掛部分は各時期の新設役所

に附属している。中でも、近習番の創設・附属(享保一四年「二七二九」
 閏九月五日)、御座所移徙に伴う側役の拡充(享保一七年「二七三二」
 一二月七日)、膳所方役職の創設(享保一九年「二七三四」一二月二五
 日)の日付で、多くの人数が附属している(表1・表3)。
 続く、2.の時期には、③一三二名(二九二%)、④二二名(四・六%)

の計一五三名(三三・八%)が附属している。中でも、一橋屋敷移
 徙に伴う役方の創設(寛保元年「二七四一」一二月二五日)に多く
 附属しており、最終的には賄料拝領後(延享三年「二七四六」から、
 一七四七年(延享四)の勘定方役職の創設をもって、一橋徳川家邸
 臣団が成立した。

ここでは一橋徳川家邸臣団の人数・変遷について考察したが、一橋徳川家邸臣団は初代当主宗尹が江戸城内で生活をしてきた時期におよそ七割弱の人々が附属した。この時期に附属していた者たちが邸臣団のベースとなり邸臣団内で人事異動等がなされていたため、以後は必要最低限の人々が新たに補充された事が予想される。では具体的に將軍庶子の宗尹にはどのような役職の人々が附属していたのか。宗尹の成長過程に沿って、次章以降で検討していきたい。

二 江戸城大奥在任期における宗尹側役

以下、一橋徳川家邸臣団の役職構成・創設過程について、検討していきたい。本章では、江戸城大奥在任期の一橋宗尹の側役の役職・附属過程について検討していく。

宗尹へは、誕生した翌享保七年（一七三二）三月一日、「小五郎様御伽」として、七歳の久田菰之助宣如（父は紀州徳川家旧臣久田勝之¹⁵）が附属した。これが宗尹側役の初例である。久田宣如は、御伽を務めた後に、小姓・徒頭・目付・物頭を歴任し、生涯一橋徳川家に仕えた。

御伽創設後、宗尹が御座所へ移徙する迄に、側役は六役職が創設された（表1・2）。「近習番」は、御座所移徙迄に三〇名の者が任命され、幕府で番方・小普請を前職とする者から登用された。近習番は、宗尹の袴召初を契機として創設された¹⁶。

「近習」には、寛正直・桜井政英（元浄圓院「吉宗母」用人）の

兩名が任命された。なお享保二〇年（一七三五）九月一日、近習は「用人」と改称され、賄料拝領後に邸臣団上級役職（「八役」として、位置付けられた。

また「小姓」には、新規召出の飯塚方昭・橋本良邦（父はともに紀州徳川家旧臣）の兩名が任命された。上記の他に、「医師」・「土圭之間坊主」・「駕籠之者仮役」の役職が創設され、当該期の宗尹附属者は、側役のみで構成されていたことが把握で

表2 江戸城大奥在任期（御座所移徙以前）の創設役職

役職	創設時期	勤料	1746年（延享3）9月 御定高・御定人数	初任者前職	備考
伽	1722. 03. 15.	金 50 両		久田宣如	
近習番	1725. 11. 朔.	番料 200 俵	100 俵 10 人扶持・20 名	元方納戸 1 名・ 大番 3 名・ 小普請 4 名	「是ハ近々御袴召初可有之ニ付被 仰付歟」 （御傳記全）
近習	1726. 08. 03.		400 俵（幕府より 200 俵・ 一橋より 200 俵）	元浄圓院用人 2 名	「用人」と改称 （1735. 09. 朔.）
小姓	1730. 正. 23.		20 両・14 名	飯塚兵弥・橋本外記	
医師	1730. 03. 朔.	100 俵	40 石 10 人扶持・2 名	寄合医師 1 名	
土圭之間坊主・奥坊主	1730. 11. 02.		7 石 2 人扶持・20 名	本丸表坊主見習 2 名	
駕籠之者仮役	1729. 05.			黒鍬之者 1 名	

出典：「〔御附人御附切御費〕」1・2〔茨城県立歴史館『一橋徳川家文書』D1-1, 2〕／「御定高并御定人数」上・下（『同』D1-48・49）／「御傳記全」（『同』A1-50）

さる。附屬者の中には、紀州徳川家旧臣の父を由緒とする者が多く、その外に桜田館・神田館といった徳川綱吉・家宣等に仕えていた者も見られる。

側役の他に宗尹には、幕府より酒井重英・大久保忠依（留守居兼務）が派遣されていた。兩名は直前迄、田安宗武の御用掛を務めていたが、宗武への御守附屬により、御役御免となり、「小五郎様御用掛」となった。その職務内容は、御座所見廻り（側役の支配・管理等）であった。しかし宗武御守の見習期間中は、まず二丸の宗武のもとに赴き、職務指導を行った後、宗尹の御座所へ赴き、御用を務める事とされた。¹⁶

また「小五郎様御用掛」の派遣と同日（享保一四年「一七二九」九月廿八日）には、宗尹側役の増員と勤方心得に関する書状が出された。

【史料1】¹⁷ 側衆↓近習

小五郎様、段々御成長被遊候二付、御遊御用等、御人少二而者難弁由、兼而被申聞候二付、此度御近習番并坊主共、御増人被仰付、御人多二罷成候、①未 御幼年之御事二候間、弥各御側近相詰被在之、御用可被勤候、②不依何事、御為与存候儀者無遠慮、小五郎様江可被申上候、次二、③子供衆・御近習番中勤方、万端心ヲ被付、若勤方不被見届ケ輩も有之候ハ、我等共江可被申聞候、惣而 御前向之儀者不及申、御附之衆平生身持・出合等、諸事猥二無之、御作法宜様、可被取斗候、何二而も、不可然品相聞、達 上聞候ハ、勿論其軽重二

随ひ、急度御咎可被遊候、各茂可為越度候条、常々委ク心付候様、可被相心得候、

閏九月

【史料1】によると、この書状が出される以前に近習が側衆へ、宗尹の成長に伴う「御遊御用」等の人員不足により、側役の増人を願い出た。この増人願は聞き入れられ、近習番と坊主が増員される事となった。

「御附人御附切御貫」では、【史料1】と多少日付に差がみられるが、享保一四年（一七二九）閏九月五日付で、近習番一〇名・土圭之間坊主四名の附屬が確認できる。¹⁸

更に【史料1】では、宗尹側役の勤方心得として、①宗尹が未だ幼年であるので、より一層側近に詰め、御用を務める事。②どのような事であっても、宗尹の「御為」となるのであれば、遠慮なく宗尹に言上する事。③子供衆・近習番は、勤方すべてに油断なく御用を務め、もし勤方不良者がいたならば、側衆へ報告する事の以上三点についての規定がみえ、惣じて宗尹の事をはじめ、側役の平生の身持・交際等が猥らにならないように、作法良く取り計らい、違反した者は処罰する事とされた。

その後酒井は、翌享保一五年（一七三〇）正月二七日に死去し、¹⁹大久保も享保二〇年（一七三五）閏三月六日に、御用掛を免職となる（免職理由は不詳）ものの、宗尹側役の支配は引き続き務めた。²⁰

なお享保二〇年（一七三五）閏三月二六日、兩人の跡役に浄圓院甥の巨勢至信（御側兼務・紀州徳川家旧臣）²¹が任命され、「小五郎

様御用掛」は以後、巨勢一名で務めた²³⁾。

巨勢の職務は、①宗尹の御座所を見廻り、注意・忠告があれば近習へ伝える事。②宗尹に関する事は、種々將軍吉宗の思召を伺う事。③近習より御用について相談があれば、近習と相談の上で対応する事であった。巨勢は幕府御側を兼務しており、御用掛の勤務形態は、御側明番時は、詰番と交代次第に即刻御座所へ赴き、九半時頃迄勤務し、御側詰番・当番時には、勤務の合間をみて、御座所へ見廻る事とされていた²³⁾。

宗尹が元服し、前髪執りが行われた元文元年（一七三六）一月一日迄、宗尹には御用掛が派遣され、巨勢がその職務を務めていたが、同日御役御免となった²⁴⁾。

享保一七年（一七三二）二月七日、宗尹は大奥より御座所へ移徙した。宗尹の御座所移徙に伴い、五一名が新規に附属するとともに、七役職が創設された（【表3】）。

御座所の玄関には、「玄関寄附番伊賀格（伊賀格合之者）」九名が配置され、御座所の警備にあたった。創設当時は、本丸広敷番之頭の支配とされたが、享保二〇年（一七三五）九月五日より、宗尹附用人支配へと支配が変更となった。延享三年（一七四六）一月晦日には、「奥口番」と改称されている。

その他の役職としては、「奥坊主肝煎」「奥六尺（肝煎、平）」「湯殿釜屋小間遣」「湯殿釜屋六尺」、御座所の庭掃除を担った「庭掃除之者」が、この時期に創設された。宗尹が正式に「表住居」となるのは、享保一八年（一七三三）二月であり、御座所移徙直後は

表3 江戸城大奥在任期（御座所移徙直後）の新設役職

役職	創設時期	勤料	延享3年(1746)9月 御定高・御定人数	初任者前職	備考
玄関寄附番伊賀格	1732. 12. 07.	30俵 2人扶持	7石 2人扶持・15名	留守居組頭同心筆頭 1・同平1・本丸表 門番同心1・本丸広 敷奥小人2・西丸広 敷奥小人2	本丸広敷番之頭支配 (1735.09.05より宗尹 附用人支配)。「奥口 番」と改称(1746.11. 晦)。
奥坊主肝煎	1732. 12. 07.			二丸坊主1・土圭之 間坊主1	
奥六尺肝煎	1732. 12. 07.			本丸広敷下男1・黒 鉄之者1	
近習向部屋之六尺 (奥六尺)	1732. 12. 07.	15俵 1人半 扶持	3両 1人半扶持・20名	本丸広敷下男4・本 丸黒鉄之者8	
湯殿釜屋小間遣	1732. 12. 07.	15俵 1人半 扶持	3両 1人半扶持・3名	本丸膳所六尺3	
湯殿釜屋六尺	1732. 12. 07.	10俵 1人扶持	3両 1人半扶持・4名	本丸黒鉄之者3・掃 除之者1	
庭掃除之者	1732. 12. 07.		2石 1人扶持・14名	本丸黒鉄之者5	

出典：「(御附人御附切御費)」1・2 [茨城県立歴史館『一橋徳川家文書』D1-1, 2] / 「御定高并御定人数」上・下 (『同』D1-48・49)

表4 江戸城大奥在任期(賄料金拝領・元服)の創設役職

役職	創設時期	勤料	延享3年(1746)9月 御定高・御定人数	初任者	備考
膳所〔台所人〕組頭	1734. 11. 25.	60俵3人扶持	20石2人扶持・2名	本丸膳所台所人1・ 宗武附膳所人1	
膳所台所人	1734. 11. 25.	40俵2人扶持	10石2人扶持・6名	本丸膳所小間遣組頭 1・本丸表台所小間 遣組頭1・不明1	
膳所〔台所〕小間遣組頭	1734. 11. 25.	20俵2人扶持	5石1人半扶持・2名	湯殿釜屋小間遣1・ 風呂屋小間遣1	
膳所〔台所〕小間遣	1734. 11. 25.	15俵1人半扶持	3両1人半扶持・12名	本丸湯殿釜屋六尺 2・同表台所人小間 遣3・同膳所六尺3	
膳所六尺	1734. 11. 25.	11俵1人扶持	3両1人半扶持・9名	本丸賄六尺6	
膳所水汲	1734. 11. 25.			本丸賄新組1	
御用達	1734. 11. 25.			本丸広敷添番2	
御用部屋(勝手部屋)書役	1734. 11. 25.			伊賀格合之者2	
御用詰	1734. 正.			黒楯1	
御用部屋(勝手部屋) 下男肝煎	1736. 08. 15.			御用部屋下男1	
御用部屋(勝手部屋)下男	1734. 11. 25.			黒楯之者4・用詰1・ 駕籠之者1	
御用部屋〔賄用懸り〕 伊賀格	1735. 03. 27			細工所同心1・広敷 奥小人世話役1	
勝手部屋同心	1739. 12. 10.			奥六尺2・勝手部屋 下男1	
買物方	1740. 04. 朔.			御用部屋下男	
買物方下男	1735. 08. 29.			御用部屋下男1	
賄勘定人	1735. 10. 26.		12石2人扶持	宗尹附御用部屋伊賀 格1・本丸元方納戸 同心1・本丸払方納 戸同心1	〔添勘定〕と改称 (1747. 02. 19.)
奥庭掃除之者	1735. 05. 15.			黒楯之者2	
守	1735. 09. 朔.			先手1・小納戸1	
添番肝煎	1736. 10. 06.			広敷添番3	
添番	1736. 10. 06.			広敷添番3・一位奥火 之番1・小普請組13	
駕籠之者世話役	1738. 07. 19.			駕籠之者仮役1	

出典：「(御附人御附切御費)」1・2 [茨城県立歴史館『一橋徳川家文書』D1-1, 2] / 「御定高并御定人数」上・下 (『同』D1-48・49)

食事や生活用品等の調達を担う役職(膳所方・賄方)は、設置されていない。表住居となった翌享保一九年(二七三四)一二月一日、幕府金蔵より「御賄料金」三千両が支給される事となった。これに伴い、宗尹の食事・生活用品等も、宗尹側で負担・調達する事となり、側役に膳所方・賄方の役職が新設された。

膳所方は、江戸城本丸膳所台所頭の支配を受け、「膳所台所人組頭」―「膳所台所小間遣組頭」―「膳所小間遣」、「膳所六尺」、「膳所水汲」の役職が、御賄料金支給直前の享保一九年(一七三四)一月二五日付で創設され、二二名が任命された。いずれも

江戸城本丸膳所方の役職経験者が、多く任命されている。

一方の賄方は、翌享保二〇年（一七三五）四月一日に「買物方」一名、元文元年（一七三六）八月二十九日に「買物方下男」一名、同年一月二六日に「賄勘定人」三名の、役職創設・人員配置がなされている。任命されたのは、江戸城本丸元方・弘方同心の役職経験者や宗尹附屬者等であり、宗尹の食事の食料品等の調達等を担った。

さらに同時期には、用人に関する職も拡充された。膳所方創設と同日付で、「御用達」の役職が新設され、江戸城本丸敷添番二名が任命された。「御用達」は、用人のもとで、宗尹の生活用品等の調達を担当していた。また用人が詰めていた「用人部屋（御用部屋・勝手部屋）」⁽²⁵⁾に関する役職も創設された。用人部屋には、享保一九年（一七三四）一月二十五日付で、「書役」・「下男」・「御用懸伊賀格」・「下男肝煎」・「同心」が順々に創設され、用人の職務を補佐した。

宗尹元服直前の享保二〇年（一七三五）九月一日、「小五郎様御守」の役職が創設され、建部広次（幕府先手）・山本茂明（幕府小納戸・紀州徳川家旧臣）⁽²⁶⁾の両人が任命された。

御守の格式は「田安御守之通」であり、定高三千石高（持高一千石＋役高二千俵「幕府より一千俵・一橋より一千俵」）に設定された。御守は、賄料拝領後に「家老」と改称し、「八役」の筆頭として、邸臣団を統轄・支配した。御守創設と同日、近習は「用人」へと改称された。⁽²⁷⁾

江戸城大奥在任期の一橋宗尹には当初、側役（傳・近習・小姓・医師等）が附屬していた。近世武家家臣団は、「番方↓側方↓役方」

の順で形成される。將軍庶子の家臣団形成過程については、深井正海氏が後に五代將軍となる徳川綱吉を事例として考察されている。⁽²⁸⁾綱吉には誕生したその年（正保三年「一六四六」）に、小姓組・大番・幕奉行・小納戸・抱傳といった番方・側方の者が附屬している。近世前期は江戸幕府が成立したものの幕政・藩政が確立する迄は、未だ戦乱の危機にあり、全体的に家臣団に軍事的側面が強かったことが將軍庶子の家臣団編成にも影響していたことがうかがえる。

一方本稿で検討している一橋宗尹は、享保期という幕制・藩制が既に確立しており、全体的に家臣団が軍事的側面より政治的側面が強まった時期である。この事が影響してか、宗尹の事例では番方の役職に先立ち、側方の役職が成立し、人員が配置されている。

では側方役職よりはじまった宗尹邸臣団の形成が、これ以降どのように変遷したのかを次章で検討したい。

三 一橋徳川家の成立と邸臣団の形成

本章では、宗尹が御座所より一橋屋敷へ移徙した時期より、賄料を拝領し、邸臣団が成立する迄の役職形成と附屬過程について、検討していく。

宗尹に下屋敷が与えられた元文四年（一七三九）、これまで側役のみで構成されていた宗尹の附屬者の中に、新たに番方の役職が創設された（表5）。番方の役職としては、小十人組・徒組がみられる。

小十人組は、宗尹附添番から任命（この際添番は廃止）、添番肝

表5 一橋屋形在任期（屋形移徙直後）の新設役職

	役職	創設時期	勤料	延享3年(1746)9月 御定高・御定人数	初任者前職・人数	備考
番方	小十人組	小十人頭	1739.09.23. 500俵	200俵・3名	宗尹附近習番2	3組に増組(1741.11.11)。
		小十人組頭	1739.09.24. 150俵	20石3人扶持・3名	宗尹附添番3	10人組組頭2名・8人組組頭1名
		小十人	1739.09.23. 100俵5人扶持	17石3人扶持・30名	宗尹附添番17・新規1	(3組 [1組10名])
	徒組	徒頭	1739.09.23. 500俵	200俵・3名	宗尹附近習番1・ 宗尹附小姓1	1組増組 (1741.11.09)。
		徒組頭	1739.11.21. 60俵3人扶持	12石3人扶持・3名	本丸広敷伊賀1・宗尹附御用達部屋 伊賀格1	(1組1名ずつ)
		徒	1739.11. 40俵3人扶持	10石2人扶持・45名	新規16	(3組 [1組15名])
	小普請方	物頭	1741.11. 700俵・役料200俵	300俵(幕府100俵・ 一橋200俵)・3名	二丸留守居1・宗尹附小姓1・宗尹 附徒頭1	目付兼帯
		火之番	1741.11.09. 40俵3人扶持	8石2人扶持・9名	幕府小普請2・宗尹附用部屋書役 2・宗尹附勝手部屋伊賀格1・宗尹 附(御座所)玄關番伊賀格4	
		小普請方	1741.11.09. 50俵3人扶持	12石2人扶持・2名	本丸小普請1・ 本丸広敷伊賀之者1	
		小普請方下役	1741.11. 20俵2人扶持	7石2人扶持・4名	宗尹附御座所御鞆世話役1・宗尹附 御風呂屋小間遣1	
役方	目付	目付	1741.11.09. 700俵・役料200俵	200俵・3名	二丸留守居1・宗尹附小姓1・宗尹 附徒頭1	物頭兼帯
		徒目付	1741.11.09. 80俵3人扶持	15石3人扶持・7名	小普請世話役1・小普請2	
		小人目付	1741.11. 15俵1人扶持	4石1人半扶持・19名	新規21抱入	内世話役3名
側方	膳所方	台所頭	1741.11.10. 150俵	20石4人扶持・2名	宗尹附小十人1・宗尹附膳所台所人 組頭1	
		表膳所台所人	1741.11.09. 40俵2人扶持	10石2人扶持・6名	本丸表台所小間遣組頭1・本丸表台所小 間遣1・宗尹附膳所小間遣1・先手同心2	
		表膳所台所人 小間遣組頭	1742.12.27. 20俵2人扶持	5石1人半扶持・2名	宗尹附小間遣2	
		表膳所台所人 小間遣	1741.11. 15俵1人半扶持	3兩1人半扶持・6名	新規抱入・人数不明	
		膳所台所人組頭				
		膳所台所人				
	膳所小間遣	膳所小間遣組頭	1742.12.17. 20俵2人扶持	5石1人半扶持・2名	宗尹附膳所小間遣2	
		膳所小間遣	1742.12.27. 15俵1人半扶持	3兩1人半扶持・12名		
		膳頭	1741.11.10. 200俵・役料100俵	20石5人扶持・2名	宗尹附用達1・宗尹附小十人1	
		膳組頭	1741.11.09. 50俵3人扶持	12石2人扶持・3名	宗尹附勝手部屋書役1・宗尹附勝手 部屋伊賀格2	
		膳	1741.11.09. (筆頭)30俵3人 扶持・(平)20俵 2人扶持	5石2人扶持・10名	宗尹附膳所小間遣・風呂屋六尺・勝 手部屋下男から都合4・幕府広敷伊 賀格・膳六尺・勘定見分役より3	
		膳六尺頭	1741.11.09. 17俵1人半扶持	5石1人扶持・2名	本丸広敷下男1・膳六尺1	新組頭兼役
		膳六尺	1741.11.09. 10俵1人半扶持	3兩1人半扶持・22名	本丸広敷下男2	
		膳弁当持	1741.11. 10俵1人扶持	2石1人扶持・22名	新規17	
	鷹方	鷹御用	1741.11.09. 100俵		幕府鷹匠2	宗尹附小十人組附
		鷹同心	1741.08.13. 15俵1人半扶持		本丸鷹匠同心組頭次男1・本丸鷹匠 同心次男1・新規1	宗尹附用人支配
馬方	馬役	1741.11.09. 100俵5人扶持	10石3人扶持・1名	幕府馬乗1		
	馬下乗	1741.11. 30俵3人扶持	10石2人扶持・1名	新規2		
	馬口附之者	1741.11. 15俵2人扶持	3兩1人半扶持・12名	新規6抱入		
	馬飼	1741.11. 10俵1人扶持	2石1人半扶持・10名	新規9抱入		
駕籠之者	駕籠之者定役	1742	役切米3俵	4石1人半扶持・役切 米3俵・13名	駕籠之者世話役外12	1742年正月21日、仮役より定 役となる(『一橋宗尹用人日記抄 写』)【『一橋徳川家文書』B4-7)】
	茶弁当持	1742.03.16. 30俵			黒鞆之者4	
	黒鞆之者世話役	1741.11.09. 30俵			宗尹附用詰1	
	小道具之者	1742.03.02. 15俵1人扶持	4石1人半扶持・22名		黒鞆之者世話役1・奥庭掃除之者2・ 用詰2	

出典：「(御附人御附切御貫)」1・2 [茨城県立歴史館『一橋徳川家文書』D1-1,2] / 「御定高并御定人数」上・下(『同』D1-48・49)

煎三名が小十人組頭へ就任した。一方徒組は、新規抱入の者が配属された。

小十人頭―小十人組頭―小十人

徒頭―徒組頭―徒

構造を簡単に記すと、右のようになる。「御附人御附切御貫」によれば、小十人組は同年九月二四日付で、小十人頭二名（いずれも前職は宗尹附近習番）・小十人組頭三名（いずれも前職は宗尹附近習番）・小十人一七名（いずれも前職は宗尹附添番）が任命されており、いずれも宗尹附から任命されている³⁰⁾。なお、寛保元年（一七四二）一月一〇日に、一組増組となり、小十人組は以後都合三組となった。

一方徒組は、同年九月二三日付で、徒頭二名（宗尹附近習番・小姓より一名ずつ、同年一〇月六日宗尹附御用部屋伊賀格一名追加）が任命されるが、徒組頭二名（本丸広敷伊賀・宗尹附御用部屋伊賀格一名ずつ）・徒組（新規一六人）は、遅れること二ヶ月後の一月に創設された。徒組は、小十人組と比較して、宗尹附以外の者が配置された³¹⁾。

また番方役職が創設されると、邸臣団の俸禄についての規定も見られるようになる。俸禄規定は、徒（御目見以下）を対象としたものであり、幕府より切米料二千俵を支給され、宗尹側より支給する事とされた³²⁾。延享元年（一七四四）二月二七日には、宗尹側からの俸禄支給対象者が細かく分けられるとともに、俸禄に充てる切米料も増額された。

【史料2】³³⁾

①刑部卿殿小十人以下并軽キ者共、②御本丸より 御切米・御扶持方取來分、於一橋御取立二而、役替等致シ、御足高 御本丸より被下候者共、③一橋御抱之者御取立二而、役替等致シ、御切米・御足高 御本丸より被下候者共、右之分是迄 御本丸より被下候得共、向後一橋より被下候様可被致候、自今御本丸より御構無之候、依之從來丑年新規二御米六千五百俵被遣候間、右之内二而被下候様可被致候、此度委被申上候、尤御勘定奉行可被談候、

宗尹側からの俸禄支給者は、①宗尹附小十人以下・軽キ者共②本丸よりの切米・扶持支給者中、一橋で出世・役替し、足高も同様に本丸支給の者③抱入（一橋の独自採用）の者で役替し、本丸より切米・足高を支給されている者、以上については、俸禄を宗尹側から支給される事となった。元文四年（一七三九）時の俸禄規定より、宗尹側よりの俸禄支給対象者が拡大し、幕府より支給される切米料も都合六千五百俵（四千五百俵追加）と増額された。しかしこの規定は、翌一七四五年（延享二）二月二日に改訂された。

【史料3】³⁴⁾ 御守↓松平乗邑（老中）

一、去子年十二月廿七日、別段御米被遣旨被 仰出候処、然ル処御抱入之者計江、一橋より御米被下候様致度、左候得者、御米数過分二付、減被遣候様致度旨、先達御守より申立候二付、六千五百俵之被遣相止、向後四千俵被遣候間、其段可被申上旨、松平左近将監以書付申達之、

【史料3】では、宗尹側よりの俸禄支給対象者が、抱入の者のみ

と縮小され、幕府よりの切米料の減額（六千五百俵から四千俵へ）を願い出ている。俸禄の支給方法に関する史料は他に確認できず、願いの理由や結果についての詳細は不明である。

以上のように、宗尹の下屋敷拝領後、側役に加え、番方の役職が創設された。その後宗尹は寛保元年（二七四二）十一月二十五日、江戸城一橋門内に出来した屋敷に移徙した^⑤。以後、一橋屋敷を拠点として、新生活を送るようになる（表5）。

番方役職の創設後、一橋屋敷への移徙にあわせて、寛保元年（二七四二）十一月九日、目付・徒目付、同月（日付不明）に小人目付の役方三役職が創設された。

目付には、大河原正富（宗尹附徒頭）・三田守保（同小姓）・上野高貞（二丸留守居）の三名が、物頭兼職で務めた。徒目付には、星野長三郎（小普請）・大塚万次郎（同）・梅沢伝右衛門（小普請世話役）の三名が、また小人目付には新規二二名が抱え入れられ（その内三名は世話役）、職務にあたった。徒目付・小人目付の両役職は、目付を筆頭として、邸臣団の管轄や法令・触書の伝達等の役職を担っていた^⑥。

番方・役方の創設に加えて、宗尹の一橋屋敷移徙直後、膳所方・賄方の役職の再編がなされている。

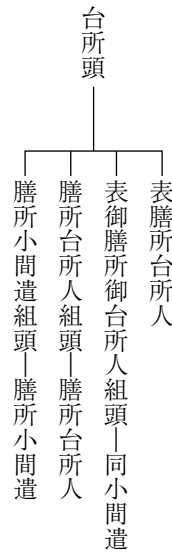
一橋屋敷における膳所は、「表膳所台所」と「膳所台所」の二ヶ所に存在した。「表膳所台所」は、屋敷の表向にあつて、来客者の饗膳の調理・提供を担っていた。また「膳所台所」は、屋敷の奥向にあつて、宗尹の食膳の調理・提供をしていた。宗尹の御座所在住

表6 一橋屋形在任期（婚姻直後）の広敷向男性役人

	役職	創設時期	勤料	延享3年（1746）9月 御定高・御定人数	初任者
広敷向	広敷用人	1742. 09. 16.	400 俵・役料 100 俵	200 俵・3 名	宗尹附近習番 1
	広敷用達	1742. 10. 晦.	150 俵	20 石 4 人扶持・3 名	小十人 1
	広敷添番（広敷用達助添番）	1742. 10. 29.	80 俵	2 石 3 人扶持・10 名	前職不明 12
	広敷膳所台所人	1742. 10. 晦.	〈筆頭〉40 俵 2 人扶持、 〈平〉30 俵 2 人扶持	〈筆頭・平〉8 石 2 人扶持、 筆頭 2 名・平 4 名	〈筆頭〉2、〈平〉4（先役不知）
	広敷用部屋書役	1742. 10.	30 俵 2 人扶持	7 石 2 人扶持	物頭同心 1・先役不知 2
	広敷伊賀者（錠口番）	1742. 10.	25 俵 2 人扶持	7 石 2 人扶持・12 名	本丸御広敷伊賀之者 12
	広敷奥小人	1742. 10.	15 俵 1 人扶持	4 石 1 人半扶持・10 名	先役不知 9
	広敷膳所小間遣	1742. 10. か	15 俵 1 人半扶持	3 両 1 人半扶持・9 名	
	広敷膳所六尺	1742. 10. か	13 俵 1 人半扶持	3 両 1 人半扶持・9 名	
	広敷仕丁	1742. 11.			黒鍬之者 1
	俊姫添番	1742. 10. 28.			小普請 3
	興臈	1742. 10. 10.	15 俵 1 人扶持	4 石 1 人半扶持・10 名	先役不知 10
	下男組頭	1742. 11.	10 俵 2 人扶持	3 両 2 人扶持・1 名	黒鍬之者 2
	下男	1742. 10.	10 俵 1 人扶持	2 両 2 分 1 人半扶持・ 12 名	先役不知 12
六尺	1742. 10.	13 俵 1 人扶持	2 両 1 人扶持・3 名	先役不知 3	
小遣之者	1742. 10.	10 俵 1 人扶持	2 両 1 人半扶持・16 名	先役不知 16	

出典：「（御附人御附切御費）」1・2 [茨城県立歴史館『一橋徳川家文書』D1-1, 2] / 「御定高并御定人数」上・下（『同』D1-48・49）

期には、膳所方が江戸城本丸膳所台所頭の支配を受けていたが、屋敷移徙により新たに「台所頭」が創設され、本丸より独立し、「台所頭」を筆頭として、



右の構造により、膳所方は展開された。膳所方には、新たに宗尹附や本丸での台所方役職の経験者及び新規の者が任命され、³⁷ 膳方が調達した食料品をもとに、食膳の調理・提供を担当した。膳方は、「膳方」を筆頭として、



右の構造により、食料品の調達や生活必需品・調度類等の調達を行った。膳方は、宗尹の御座所在在期にみられる「用達」や「買物方」等の役職が、大幅に改編・整備され、宗尹附（膳方）や本丸広敷下男及び新規の者が任命された。

寛保元年（二七四二）六月二日、松平乗邑（老中）より佐野察行（宗尹附御守）を通じて、（関白一条兼香息女俊姫と宗尹の婚礼の）内意が伝達された。³⁸ 二日後の同二三日には、松平乗邑が一橋屋敷を訪問し、宗尹と俊姫の婚礼が正式に伝達された。³⁹

これを受け、宗尹側では準備が開始された。寛保二年（二七四二）

六月一二日に一橋屋敷広敷の新始が行われ、同八月二日に上棟、同年一〇月二三日に出来・安鎮した。⁴² 広敷安鎮後、同年一〇月二八日に松平乗邑による普請見分が行われ、その後細井安応（小普請奉行）より引き渡された。⁴³ 結納・婚礼直前の同年十一月二日、宗尹附女中の岩田（御年寄）、善菊・松野・崎野（若年寄兼御客応）、森田・幾田・増尾（御錠口）ほか、宗尹附惣女中が本丸大奥より一橋屋敷に移った。⁴⁴ 同十一月十九日宗尹と俊姫の結納、⁴⁵ 同二五日に俊姫は一橋屋敷へ入興し、婚礼が執り行われた。⁴⁶

広敷向に関する役職としては、寛保二年（二七四二）九月一六日に広敷用人が創設されたのを皮切りに、同一月にかけて整備された【表6】。筆頭の広敷用人は宗尹附近習番より任命され、後に定員三名となるが、それ以外の役職については元本丸勤務の外、前職不明の者が多く見られる。【表6】にまとめた広敷向役職は、いずれも男性役人であり、女性役人の構造等については今後の課題である。

宗尹附女中が一橋屋敷に移った寛保二年（二七四二）一月二日、松平乗邑より俊姫・俊姫附役人に関する二つの規定が出された。⁴⁷ 一つ目の規定には、①俊姫・広敷役人の合力・賄料・塩増代（金三千両・米五百俵「内二百俵は餅米」）。②宗尹へ一ヶ年米三百俵。③広敷向水汲人足・女中乗物昇の雇代（一ヶ年金五十両）、以上の①から③の支給に関しては、以後幕府勘定奉行と相談の上で支給される事となった。但し合力・仕切の米・金については、寛保元年分は半年分のみ、広敷役人の賄料・塩増代・雇代は月割での支給とされた。

二つ目の規定は、宗尹附女中・俊姫附女中・俊姫附男添番以下への宛行料（一ヶ年米五千俵・金千七百兩）の支給に関する規定であり、翌寛保三年（一七四三）より勘定奉行と相談の上で、支給される事となった。但し①以後、増人分の増額はしない旨。②今度繰上げ（出世）となった者の足高・切米・扶持方等、またその明跡を継いだ邸臣で、一橋よりの宛行米・金支給者へは、当冬に限り、本丸より勘定奉行との相談の上で支給される事とされた。

延享三年（一七四六）九月一五日、宗尹は兄宗武と共に、「賄料」として十万石を拝領し、名実共に田安・一橋の両徳川家が成立した。賄料の拝領に伴い、これ迄の邸臣団は新たに再編され、一橋徳川家邸臣団が成立する。ここでは後にいわゆる「八役」と称される邸臣団上級役職の構成と概要について検討する（表7）。

表7 一橋屋形在任期（賄領拝領以降）の創設役職

	役職	創設時期	勤料・役料等	定人数	初任者前職	備考
	家老		3000石(持高1000石、幕府1000俵・一橋1000俵)	2名		「御守」が改称(1746.09.15)
	番頭	1746.11.11.	500俵(幕府300俵、一橋200俵)	2名	宗尹附用人2	
	大番組頭	1746.11.21.	30石5人扶持・触金10両	4名	宗尹附小十人4	
	大番	1746.11.21.		13名	宗尹附小十人組頭1・宗尹附小十人12	
	用人		400俵(幕府200俵、一橋200俵)	6名		
	旗奉行	1746.11.11.	700俵・役料200俵	1名	宗尹附目付兼帯1	
	長柄奉行	1746.11.11.	700俵・役料200俵	1名	宗尹附普請奉行兼帯1	
	物頭		300俵(幕府100俵、一橋200俵)	3名		
	郡奉行		300俵(幕府100俵、一橋200俵)	2名	本丸勘定組頭1・本丸代官1	
勘定方	勘定奉行	1747.正.16.	200俵(幕府100俵、一橋100俵)	2名	本丸勘定2	
	勘定組頭	1746.09.	20石4人扶持	2名	宗尹附勘定人1・御費本丸浅草御蔵手代1	
	勘定	1746.11.27.	15石2人扶持	5名	宗尹附賄勘定人2・同用人部屋書役1・新規2	
	添勘定		12石2人扶持	15名		「賄勘定人」が改称(1747.02.19)
	代官	1746.09.	30石4人扶持	6名	本丸新田元ノ3・本丸大川通普請役1	
	地方改役	1747.05.06.	15石3人扶持	4名	新規4	勘定格
	地方役	1747.05.06.	10石3人扶持	8名	同心小人3・新規5	勘定格
	金奉行	1746.09.		2名	右筆1・小十人1	
	金蔵番同心世話役	1747.05.25.	15俵1人扶持・金2両	3名	小人目付1・使之者2	
	金蔵番同心	1747.05.25.	4石1人半扶持・勤金1両2分	6名	膳所六尺2・広敷膳所六尺3・賄六尺1	
	蔵奉行	1747.04.25.	20石4人扶持	2名	右筆1・本丸浅草御蔵手代1	
	蔵方組頭		8石3人扶持	1名	村川庄左衛門(1)	
	蔵方		8石2人半扶持	7名	用人支配同心1・小人目付世話役1・広敷仕丁1・新規4	
	蔵方下役		4石2人扶持	2名	賄六尺1・新規2	
	蔵番	1747.10.23.	4石1人半扶持	6名	新規6	
	蔵杖突	1747.05.25.	3両1人半扶持	5名	新規5	

出典：「(御附人御附切御費)」1・2 [茨城県立歴史館『一橋徳川家文書』D1-1, 2] / 「御定高并御定人数」上・下 (『同』D1-48・49)

八役とは、①家老・②番頭・③用人・④旗奉行・⑤長柄奉行・⑥物頭・⑦郡奉行・⑧勘定奉行の八役職の総称であり、実際「八役」と称するようになったのは、明和四年（一七六七）五月からである。以下各役職の創設と沿革等について、簡単に概観してみたい。⁴⁹⁾

①家老は、宗尹元服直前に創設された「御守」（建部広次・山本茂明の二名任命）を前身とする。御守は、三千石高（持高千石＋幕府より千俵・一橋より千俵）で、田安宗武附御守次席に位置づけられた。御守は、老中支配の役職であり、諸大夫（五位）に任せられ役職を務めた。元文四年（一七三九）六月一日、宗武附御守とともに、諸事三千石以上の格式を付与された。賄料拝領以後、田安・一橋の御守は「両御守御家老」と改称され、邸臣はすべて家老支配となった。家老就任者は、御守在任時と同様に三千石高とされ、幕府老中支配・芙蓉之間詰と定められた。職務内容としては、屋敷の取り締まり・入用（財政）・賄料等、家の運営全般に関わる「骨折場」の役職であった。また当主外出時には、御供に供奉し、本丸への御使を勤める等、その職務内容極めて多岐にわたった。⁵⁰⁾

②番頭は、延享三年（一七四六）一月一日に河内常誠（用人）・田村幸教（同）の両名が任命、二組が創設された。番頭の配下には大番組頭―大番が置かれた。大番組頭は、一組二名ずつの計四名（二組）であり、最初は笹瀬左衛門（伊左衛門貞政力）（宗尹附小十人）・小笠原新左衛門（同）・小野直泰（同）・山本道賢（同）のいずれも小十人から任命された。大番は、延享二年（延享三年）一月二日に宗尹附小十人一名、延享三年（一七四六）一

月二日に宗尹附小十人組頭一名・同小十人一名の計二三名にて創設された。

③用人は、享保二年（一七二六）八月三日に創設された「近習」〔寛正直（元浄圓院用人）・桜井政英（同）の二名が初例〕を前身とする。宗尹元服直前に「用人」と改称し、賄料拝領後は、四百俵（幕府二百俵、一橋二百俵）・六名〔延享三年九月御定高・御定人数〕となった。

④旗奉行は、延享三年（一七四六）一月一日に大河原正富（物頭・目付兼）の一名にて創設され、普請奉行を兼務した。

⑤長柄奉行は、旗奉行と同日に創設され、三田守保（物頭・目付兼）が二名され、普請奉行を兼務（後小普請支配兼務）した。

⑥物頭は、一橋屋敷移徙に伴い創設された。物頭には、目付兼役で大河原正富（宗尹附徒頭）・三田守保（同小姓）・上野高貞（二丸留守居）の三名が任命され、七百俵・役料二百俵を与えられた。延享三年（一七四六）九月、三百俵（幕府より百俵、一橋より二百俵）・定員三名と御定高・御定人数が規定された。

⑦郡奉行は、延享四年（一七四七）正月一六日に篠田隆光（本丸勘定組頭）・永田十左衛門（本丸代官）の二名にて創設され、定高は三百俵（幕府より百俵、一橋より二百俵）。

⑧勘定奉行は郡奉行と同日に、矢茸景与（本丸勘定）・松本源八郎（同）の二名にて創設された。定高を二百俵（幕府より百俵、一橋より百俵）と設定された。勘定奉行は、

1. 勘定組頭・勘定・添勘定・代官・地方役
2. 金奉行・金蔵番同心世話役・金蔵番同心

3. 蔵奉行・蔵方組頭・蔵方・蔵方下役・蔵番・蔵杖突

といった役職を束ね、一橋徳川家の賄料支配・管轄や財政運営を担っていた。

以上が、邸臣団上級役人（「八役」）として位置づけられた。家老・用人・物頭の三役職は、既設であったが、賄料拝領以後に三役職に、番頭・旗奉行・長柄奉行の番方三役職が創設され、一橋徳川家は武家（戦鬪集団）としての対面が整えられた。

当該期には、幕府よりの新規附属者は少なく、邸臣団の役職異動により、新設・既設の役職に配属されていた。この事は、一橋徳川家内部で邸臣団の再生産（人員・技術）が行われていた事を示す。

また当該期には賄料拝領により、邸臣団中に勘定方役職が創設され、一橋徳川家財政等を担った。それ以前の宗尹に関する諸費用は、幕府からの賄料金等で拠出されていたが、賄料拝領後の延享四年（二七四七）正月に郡奉行・勘定奉行の二つの役職が新設され（実際年貢の徴収など領知支配は翌年から開始となるが）、賄料とはいえ、財政面でも一定程度幕府より独立した。

勘定奉行は、配下に勘定組頭を始めとする諸役・金奉行・蔵奉行を置き、財政機構が整備されていた（一部役職については延享三年九月に既にできていた）。郡奉行・勘定奉行の両職も八役に含まれ、附人（幕府から一時的出向者）が就任した。特に勘定方役職については、財政担当役職であるため、特に重視され、幕府勘定方役職経験者で、領知支配（特に年貢徴収など）について、豊富な経験と技術をもった者から任命された。更に、勘定方の役職創設の際に

は、幕府の勘定方役職を一橋徳川家の願いによって邸臣として頂戴する者（「御貫」）がいた事も特徴的である。勘定方役職は、就任後は頻繁な役職異動が行われておらず、勘定方役職の性格とも関連し、豊富な技術・経験・継続性（領知の事情を熟知している事）が必要とされていた。^①

最後に、邸臣団の支配と席次について検討したい。賄料拝領と同じに酒井忠恭（老中）・板倉勝清（若年寄）が出した規定によれば、①「御守」の名称を「家老」と改称。座順は変更なし。②宗武・宗尹よりの願事等を、家老衆から（老中等へ）上申する際、口上・文談等御三家同様の方法をとる事。③番頭・用人をはじめ、邸臣団は家老支配。④附人の諸願等は、家老↓老中のルートで行う事、以上の四ヶ条についての規定がなされ、あわせて伊丹三郎右衛門・小姓頭・用人・物頭も家老支配とされた。

この規定により、邸臣団はすべて家老支配となったが、一方で賄料拝領以前、邸臣団の支配はどうであったのだろうか。

延享四年（二七四七）正月一六日に、宗武附・宗尹附家老の連署で（老中カ宛に）出された、邸臣団の切米手形の直判・裏判に関する伺によれば、賄料拝領以前は、

用人・物頭：若年寄支配／徒頭・小十人頭：御守（家老）支配とあり、若年寄・御守と邸臣団の支配が分かれていた。幕府の支配を受ける役職と、宗尹附御守が支配する役職の二つに分かれていた。この傾向は御座所膳所方等が、本丸支配を受けていたように宗尹の御座所在住期より見られた。一橋屋敷移徙により徐々に本丸支配

だった役職が、本丸支配より独立し、邸臣団の各役職の頭に収斂されていき、漸く領知拝領に伴い邸臣団がすべて家老支配となった。

一橋徳川家邸臣団は宗尹の江戸城大奥在在期に側方、一橋屋敷在在期に番方・役方の過程で形成されていった。しかし番方の役職が創設されたとはいえ、役方役職の者が番方役職を兼職しており、実際には有名無実化していたことが推測される。江戸時代中期には既に戦乱の危機がなくなり、軍事的側面より政治的側面が重要視された事がうかがえるが、一橋徳川家も「武家」である以上、「武家」としての体裁を整えるために、形式のみの軍事的役職が創設されたと考えられる。

また本稿では邸臣団の成立を延享四年（一七四七）とした。その理由としては、延享三年（一七四六）に田安宗武と共に「賄料一〇万石」を拝領し、一橋徳川家が創設されるが、その財政・賄料を管轄する勘定方組織・役職が不十分であったためである。ようやく延享四年（一七四七）に勘定方組織・役職が整備され、一橋徳川家の財政・賄料を管轄する機構が創設され、成立したものである。

おわりに

以上本稿では、一橋徳川家初代宗尹期邸臣団の形成過程について考察してきた。近世武家家臣団は「番方↓側方↓役方」の順で形成される事が一般的である。本稿で検討対象とした一橋徳川家は、一般的な近世大名とは違い、將軍庶子により創設され、賄料と江戸城

に屋敷を拝領して生活していた特異な存在であり、単純に比較する事は出来ないが、一橋徳川家邸臣団は「側方↓番方↓役方」の順に形成されていった事を明らかにした。

側方は宗尹誕生翌年（享保七年〔一七三二〕御伽）、番方は巢鴨下屋敷の拝領（小十人・徒組）、役方は一橋屋敷への移徙（目付・徒目付・小人目付）を契機として、邸臣団は当主宗尹の成長過程・生活拠点に即して形成されていった。邸臣団は最終的に、賄料の拝領・勘定方役職の創設をもって、延享四年（一七四七）に成立し、以降当該期に形成された組織で一橋徳川家の運営がなされていった。

一七世紀中期の將軍庶子の家臣団形成過程（のちに五代將軍となる綱吉を事例に）が番方・側方から創設される事と比較すると、戦乱の危機が無くなった江戸時代中期の宗尹の場合は、番方役職に先立って側方から形成され、番方・役方と創設された。しかし番方役職は役方の者が兼職していることから有名無実化していることが予想され、あくまで「武家」としての体裁を整えるために創設されたと思われる。

本稿で一橋初代宗尹期の邸臣団の形成過程について検討してきたが、概要を示すだけとなった。本稿を基にして、邸臣団についての詳細な検討を行いたい。邸臣団については各役職の機能性や邸臣の身分階層（付人・付切・抱入）、初代宗尹から二代治済への移行における邸臣団の動向等、解明すべき課題は多い。

今後はこれらの課題を一つ一つ解明していくと共に、將軍庶子が初代となって成立した一橋徳川家及びその邸臣団が変遷していく上

で、どのような経緯・変化をたどるのかを検討していきたい。

また一橋徳川家と他家との関係についても見ていく必要がある。一橋宗尹と関白一條家との姻戚を端緒として構築された関係や、本稿「はじめに」で述べたように、一橋宗尹長男・三男の福井藩越前松平家への養子入りなど、一橋徳川家は徐々に他家との関係を深化していく。

これら他家との姻戚・養子関係などを契機として構築された関係が、双方の家にどのような影響を及ぼしたのかについても、明らかにしていきたい。

註

- (1) 深井雅海「綱吉政権の主體的勢力―神田館家臣団の成立と幕臣化―」。同「家宣・家継政権の主體的勢力―桜田館家臣団の幕臣化―」（同『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年所収）。
- (2) 斎木一馬他校訂『徳川諸家系譜第二』（統群書類従完成会、一九七九年）。
- (3) 池田晃淵「三卿取立と吉宗の隠居」（同『徳川幕府時代史』早稲田大学出版部、一九〇七年）。三上参次「三卿の成立と三家・諸侯に対する吉宗の処置―（一）三卿の成立―」（同『江戸時代史下巻』富山房、一九四四年）。龍居松之助「吉宗と京都及吉宗と三家三卿―三・三卿―」（同『江戸時代史下巻（複製版）』近藤出版社、一九七六年）。
- (4) 北原章男「御三卿の成立事情」（『日本歴史』一八七号、一九六三年）。辻達也氏も北原氏と同様の位置付けをしている（後掲註（6）辻氏論文）。
- (5) 「家」は一般的に家名・家業・家産の三つを有し、武士のみならず百姓・町人・商人等にもみられる、先祖から子々孫々への相続を基本とした社会集団とされる。その中でも近世大名家は養子等の擬制的血縁で結ばれた者も

相続することができ、大名の「家」に家臣の「家」が組み込まれ。「藩」を組織していた。ただ家臣の「家」は必ずしも閉鎖的なものではなく、「藩」自身を超えた親類等を持つなど独自の「家」を構成していた事も指摘されている（高野信治「近世大名家臣団と領主制」・同「大名の相貌 時代性とイメージ」などを参照）。

(6) 近世武家家臣団については、戦後以降に藩政（制）史研究や幕藩制構造論・国家論等の潮流の中で豊富な研究蓄積がなされた。詳細は註（8）参照。

(7) 辻達也「徳川御三卿の相続について」（『横浜市立大学人文学系列』三七巻二・三号、一九八六年）。同「一橋治済の邸制改革」（『専修史学』二〇号、一九八八年）。同「徳川御三卿の生活―一橋徳川家文書―に拠る―」（『専修人文論集』五三号、一九九四年）。

(8) 近世武家家臣団研究および武家社会の研究については、膨大な研究がある。特に近年では近世武士を幕藩官僚としてとらえる藤井讓治「江戸時代の官僚制」（青木書店、一九九九年）等、近世領主制について検討した笠谷和比古「近世武家社会の政治構造」（吉川弘文館、一九九三年）高野信治「近世大名家臣団と領主制」（吉川弘文館、一九九七年）・根岸茂夫「近世武家社会の形成と構造」（吉川弘文館、二〇〇〇年）、下級武士に注目した磯田道史「近世大名家臣団の社会構造」（東京大学出版会、二〇〇三年）等がある。

(9) 永井博「一橋家の成立―相続問題と邸臣団整備の側面から―」（徳川御三卿展「二〇一〇年」、武子裕美「研究ノート」御三卿の邸臣団構造―一橋徳川家を事例として―（『学習院史学』第四九号、二〇一一年）。

(10) 茨城県立歴史館所蔵『一橋徳川家文書』D―――D――四。全四冊。初代宗尹期・二代治済期の一橋徳川家邸臣団の名前・経歴が、附属日記などに編年体で記載。文化九年（一八一二）に、治済の財政改革の一環として行われた家老による邸臣への家禄・元高の調査をもとに、作成されたと推定されている。しかしその後も加筆されており、嘉永年間迄子々孫々にわ

- たり、邸臣となった者が記載されている。一冊目・二冊目は、享保七年（一七三二）～享保二〇年（一七三五）。この二冊は、ほぼ同内容であるが、一冊目には掲載されている者が二冊目では未掲載である等、齟齬が見られる。三冊目は元文元年（一七三六）～宝暦三年（一七六三）、四冊目は明和四年（一七六七）～文化九年（一八一二）の時期に分けられ記載されている（辻達也「一橋徳川家史料について」『茨城県立歴史館編『一橋徳川家文書』一九八九年』の「二、一橋徳川家史料略解題」を参照）。以下「一橋徳川家文書」の史料説明は、辻氏の解説を参考にした。以後「一橋徳川家文書」を使用する場合は、D一一一のように請求番号のみ記す。
- (11) D一一四八・D一一四九。全二冊。邸臣団の役職名・役職就任人数（御定人数）・俸禄（御定高）・役職沿革等が役職ごとに記載。記事中では寛政一〇年（一七九八）の記述が最新（この時期作成か）。
- (12) D一一四七。全二冊。二代治済期邸臣団の役職を目見以上・以下、席順・格式別に並べ、各役職就任人数（御定人数）・俸禄（御定高）等を記載。史料の始めに「儀同」（＝一橋治済）とあり、治済が准大臣に昇進した文政八年（一八二五）八月～文政一〇年（一八二七）二月迄に作成されたと推定。
- (13) 一時期に四五二名いたということではない。また下級邸臣については、掲載されておらず、実際の人数は四五二名を超える。
- (14) 享保元年（一七一六）、吉宗の江戸城入城に供奉し、御家人となり、廩米三〇〇俵を与えられ、小納戸を務めた（『寛政譜』一九一三三頁）。
- (15) 「御伝記全」（A一一五〇）。
- (16) 「小五郎近習日記」享保一四年閏九月廿八日条（B四一一）。
- (17) 註（16）同日条。
- (18) 「御附人御附切御費」（D一一一・二）。
- (19) 『寛政譜』六一二六四。
- (20) 「公事一覧」一 享保二〇年閏三月六日条（F三一）。

- (21) 父は巨勢忠善（紀州徳川家旧臣）。その後幕府小納戸（享保三年「一七八」四月一八日）となる。同年五月二三日采地千石（三河国宝飯郡内）を拝領。同年二月一八日布衣。翌享保四年（一七一九）二月二二日従五位下伊豆守に叙任。享保一七年（一七三二）二月五日御側、五千石加増。（『寛政譜』二〇一三五）。
- (22) 註（20）同年閏三月廿六日条。
- (23) 註（20）元文元年一月一五日条。
- (24) 註（23）。
- (25) 用人部屋の名称をめぐっては、「一橋徳川家文書」中の史料中にも混乱が見られる（「御定人数并御定高」下「D一一四九」）。
- ① 「是迄御用達詰所、御用部屋共、御用達部屋共相唱、御用人詰所二相紛候三付、伺之上御勝手部屋与相唱候様」
- ② 「元文四年十月廿日（山本）喜内御用人部屋書役二成、十二月九日喜内明跡江御勝手部屋伊賀格秋山忠藏、此節より御勝手部屋書役与相唱」
- ① では御用達の詰所を「御用部屋」・「御用達部屋」と称し、御用人の詰所と紛らわしいために、伺の上で「御勝手部屋」と改称したとある。一方で、②には元文四年（一七三九）二月九日に、御用人部屋書役山本喜内の跡役として補充された勝手部屋伊賀格の秋山忠藏の時より、「御用人部屋書役」が「御勝手部屋書役」と役職名が改称したとある。
- (26) 「寛政譜」は小納戸頭取とする（「同」二二二五六～二五七）。
- (27) 註（20）同年九月一日条、「御定人数并御定高」上（D一一四八）等。
- (28) 註（8）根岸氏文獻。
- (29) 深井正海「徳川将軍政治権力の研究」（吉川弘文館、一九九一年）。同『日本近世の歴史三 綱吉と吉宗』（吉川弘文館、二〇一二年）。
- (30) 「御附人御附切御費」（三）（D一一三）。

- (31) 註(30)。
- (32) 註(20) 元文四年九月三日条。
- (33) 「公事一覽」二 延享元年二月二十七日条 (F三一)。
- (34) 註(33) 延享二年二月二日条。
- (35) 宗尹には、元文四年(一七三九) 九月三日、巢鴨に下屋敷一万八七三六坪が与えられている。なお下屋敷は延享三年(一七四六) 二月二日、築地の稲葉丹後守屋敷地二万九二六〇坪の内に一万九四〇〇坪を与えられ、巢鴨の下屋敷は収公されている。また上屋敷については、元文五年(一七四〇) 一月二五日、江戸城一橋門内にあつた松平輝貞・酒井忠用の屋敷地が収公され、宗尹に屋敷地として与えられている。翌年屋敷出来。
- (36) 「御附人御附切御貫」三 寛保元年一月九日条(D一一三)、「御定人数并御定高」上(D一一四八)。
- (37) 「御定人数并御定高」下(D一一四九)。
- (38) 「覚了院様御実録」二 寛保元年六月廿一日条(A一一二)。
- (39) 註(20) 寛保元年六月廿三日条。
- (40) 註(33) 寛保二年六月二日条。
- (41) 註(33) 寛保二年八月二日条。
- (42) 註(33) 寛保二年十月三日条。
- (43) 註(33) 寛保二年十月廿八日条。
- (44) 註(33) 寛保二年一月二日条。
- (45) 註(33) 寛保二年一月十九日条。
- (46) 註(33) 寛保二年一月二五日条。
- (47) 註(44)。
- (48) 「吏徴別録」上卷(『統々群書類従』第七)。
- (49) 以下、「御附人御附切御貫」一〜三(D一一一〜三)、「御定人数并御定高」上・下(D一一四八・四九)を使用し検討する。

- (50) 「明良帯録」前篇(『史籍雜纂』第一一冊)。
- (51) 「御附人御附切御貫」三(D一一三)、「御定人数并御定高」上(D一一四八)。
- (52) 「田安御書留之帳」(J一一二)。
- (53) 伊丹三郎右衛門(將軍吉宗附小納戸)は、延享三年(一七四六) 八月四日に宗尹附人上座「二〇〇俵加増、本高五〇〇俵・役料二〇〇俵」となり、御守部屋に詰め御用を務めた。その後、同年に宗尹附家老となった。
- (54) 註(52)。
- (55) 註(8) 根岸氏文獻。
- (56) 註(29)。